

1 入札方法

落札決定にあたっては入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする)をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積った金額の108分の100を記載すること。

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目の全ての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 契約担当官等(国の全ての機関を含む。)から一般競争参加資格停止、又は指名停止若しくは営業停止等の措置を受けている期間に該当しない者
- (3) 防衛省が発注する工事等から暴力団を排除するための措置
 - ア 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については契約を締結しない。
 - イ 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を締結しない。
- (4) 入札心得に定める「暴力団排除に関する制約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (5) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。(協力者を含む。)
- (6) 防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から、「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (8) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 違約金

- (1) 落札者が契約締結に応じない場合には、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 落札者が契約を履行しない場合には、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

4 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札参加者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難いもの。
- (3) その他入札に関する条項に違反した場合
- (4) 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

5 契約書作成の要否

落札者は落札決定後遅滞なく「駐屯地用標準契約書陸幕会第317号(27.3.5)別冊第3」に示す様式第2「糧食品単価契約書」を作成する。

6 その他

- (1) 郵便による入札については、平成27年10月16日(金)13時必着分までを有効とします。なお、事前に郵便入札の申し出を第348会計隊契約班まで行うとともに便着の確認を必ずお願いします。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。
- (2) 電報・電話等による入札は認めません。
- (3) 契約成立の時期は、契約書に双方が記名押印した時とする。
- (4) 同等品で入札を行おうとする場合には、平成27年10月13日(火)17時00分までに「同等品申請書」を契約班窓口へ提出してください。ただし、該当廃止に伴う後続品又は品番の変更によるものはこの限りでない。
- (5) 市価調査等依頼の場合はご協力をおねがいします。
- (6) 資格審査結果通知書(写)を申込時提出する。(FAX可)
- (7) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。
- (8) 入札参加の申し込み、及び契約事項に関する問合せ先

〒765-0002 香川県善通寺市南町2丁目1-1 陸上自衛隊善通寺駐屯地第348会計隊契約班

TEL0877-62-2311(内線2646) FAX0877-62-2315 担当鳥山

本広告は、陸上自衛隊善通寺駐屯地 第348会計隊 香川県中小企業団体中央会HP

自衛隊香川地方協力本部 善通寺商工会議所 丸亀商工会議所

陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <http://www.mae.jgsdf.go.jp/>に掲示している。